

佐賀県観光連盟公式タイ語SNSアカウントプロモーション業務委託
企画コンペ実施要領

一般社団法人佐賀県観光連盟（以下、「連盟」という。）は、佐賀県観光連盟公式タイ語SNSアカウントプロモーション業務の委託事業者を選定する企画コンペを実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

1 目的

豊かな自然や伝統文化、食など、本県の魅力をタイ語版SNSで発信し、本県のイメージアップと認知度の向上、海外からの観光来訪の動機づけを図る。佐賀で体験できること、佐賀で出会える景色、佐賀ならではの味といった本県特有の様々な魅力を具体的にイメージできるよう、旅行者目線で、実際に行って体験した感想を交えながら、印象的な文章と写真・動画などで情報発信することで、来訪意欲を高めるとともに、佐賀県内での滞在時間の拡大につなげる。

2 業務内容

別添の佐賀県観光連盟公式タイ語SNSアカウントプロモーション業務委託仕様書のとおり。

3 業務委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 予算額（上限） 2,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※なお、本業務は、令和6年2月定例県議会において、佐賀県の当該委託業務の予算が成立しない場合は中止する。この場合は、佐賀県観光連盟ホームページにより公示を行う。

5 企画コンペの審査方法

企画コンペは、書類審査にて行うものとする。

審査員は、別表「審査基準」に従い審査を行い、事業者を1社選定する。

また、必要に応じて、参加者へのヒアリングなどを別途実施する場合がある。

6 応募資格

本業務委託の企画コンペの資格要件は次のとおりとする。なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による再生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (2) 公募開始の日以前6か月以内に金融機関において、不渡り手形等を出していないこと。
- (3) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (4) 自己又は自社の役員が、次のアからキのいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- (5) 共同企業体の構成員でないこと。

7 告知方法

佐賀県観光連盟ホームページ「あそぼ一さが」に企画コンペを実施する旨の案内を掲載する。

8 提出書類

次の書類を下記期限までに14の提出先宛てに、持参又は郵送(簡易書留等、送達の記録が残る方法に限る)により提出すること。

提出期限：(1)については令和6年3月21日(木)17時必着

(2)から(4)については令和6年3月27日(水)17時必着

- (1) 企画コンペ参加申込書 1部(様式1)

団体概要及び実績 1部(様式2)

誓約書 1部

- (2) 企画提案書(様式自由・A4版) 6部

- (3) 見積書(様式任意。代表者印等が押印済であること。A4判) 1部

見積価格は、審査における評価項目の一つであるため、各宣伝費用の詳細な内訳を記載すること。

- (4) 見積書写し 5部

※期限までに必要書類の提出がなかった場合、本企画コンペへの参加は認めない。

9 企画コンペに対する質問

質問書（様式3）を使用し、メール又はFAX（送受信の記録が残るもの。）のみで受け付ける。

受付期限：令和6年3月19日（火）15時

10 実施スケジュール（予定）

項目	期日	備考
企画コンペ参加申込書提出期限	令和6年3月21日（木）	17:00締切
質問書提出期限	令和6年3月19日（火）	15:00締切
企画提案書、見積書等の提出期限	令和6年3月27日（水）	17:00締切
企画コンペ審査結果	企画提案書、見積書等の提出期限後5日程度	郵送で通知
SNS アカウントプロモーション業務開始時期	令和6年4月1日（月）から	※詳細は、委託決定後調整
SNS アカウントプロモーション実施期間	令和6年4月1日（月）から 令和7年3月31日（月）まで	※詳細は、委託決定後調整

11 審査結果の通知等

審査終了後、速やかに企画提案書提出事業者全員に結果を通知する。ただし、審査の経緯等については公表しない。また、審査結果に対する異議は受け付けない。

12 契約に関する事項

（1）契約候補者の特定

連盟は、審査で特定した者を、本業務契約に係る随意契約の契約候補者として特定する。ただし、次のいずれかの事由により業務契約が締結できない場合には、次点者を契約候補者として再特定する。

- ① 契約候補者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定するものに該当することとなったとき。
- ② 契約候補者が、佐賀県から指名停止を受けることとなったとき。
- ③ 契約候補者が本業務の契約の締結を辞退したとき。
- ④ その他の理由により契約候補者と契約の締結が不可能となったとき。

（2）業務契約金額

業務契約金額は、4の委託上限額を超えないものとする。

（3）業務契約内容及び実施条件

- ① 本業務の契約内容については、候補者の提出書類等に記載された内容を尊重しつつ、協議の上、連盟において定める。なお、協議の過程で提案の一部の変更を求めることがある。
- ② 提案書に記載した総括責任者は、特別の理由により発注者がやむを得ないと認める

場合を除き、原則として変更できないものとする。

(4) 業務の再委託

業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。また、主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ連盟の承諾を得ること。

1 3 企画提案に当たっての特記事項

- (1) 企画書提案作成（コンペ参加）に要する一切の経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。また、提出後に内容を変更することはできない。
- (3) 第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた問題に係る責任は、原則としてコンペ参加者が負うものとする。
- (4) 提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効とし、契約締結後の場合には、契約を解除することがある。
- (5) 企画提案書等の提出後、辞退する場合には、書面により速やかに連絡すること。
- (6) 本事業の執行に当たっては、適切な連絡体制を整えること。
- (7) 採用となった企画案については、企画内容の充実を図るため、連盟と協議の上、変更することができるものとする。この場合、予算の範囲内で行うこととし、新たに発生した金額については、連盟は負担しない。

1 4 提出先及び問い合わせ先

一般社団法人佐賀県観光連盟 誘客推進部 峯

所在地：〒840-0041 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新館6階

TEL：0952-26-6754 FAX：0952-26-7528

E-Mail：tomoko-mine@saga-kanko.jp